

令和3年8月19日

生徒並びに保護者の皆さま

県立村岡高等学校長

緊急事態宣言適用期間中の活動について

県教育委員会から8月18日付けで、「緊急事態措置を実施すべき区域となることを踏まえた県立学校における対応について」の通知がありました。

については、本通知に従い、本県に緊急事態措置が実施されている期間、県立村岡高等学校として、下記のとおり対応いたします。

ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 教育活動

(1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行います。

(2) 県外での活動は、原則行いません。

ただし、既に計画済の活動（修学旅行を含む）を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認します。

2 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行います。

(2) 県外での活動、県内外での宿泊を伴う活動は、原則行いません。（※いずれの場合も全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定。学校は不可。）

(3) 活動日及び時間は、「いきいき運動部活動（4訂版）」等を基本に、平日（4日）で2時間以内、土日のいずれか1日で3時間以内とします。

(4) 学校関係者以外（保護者、OB等）の参加は、見合わせていただいています。

3 その他

(1) SNS悩み相談の時間が延長されています（16:00～22:00）。必要に応じて、キャンパスカウンセラー（こころの健康相談）及び各種相談窓口を活用してください。

(2) 環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行うようにしてください。

(3) 今後、本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など新たな事情が生じた場合は、改めてお知らせいたします。